

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領の一部を改正する要領新旧対照表（傍線部分は改正部分）

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領（20210301 財経第4号）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この事務取扱要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「先端低炭素設備」とは以下の「先端」の定義を満たした「<u>低炭素設備</u>」のことを言う。</p> <p>本事業における「先端」とは先端的な技術を活用し、将来におけるその価格の変動が著しく不確実なもの。</p>	<p style="text-align: center;">先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この事務取扱要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「先端低炭素設備」とは以下の「先端」の定義かつ「<u>低炭素</u>」の定義を満たした「<u>設備</u>」のことを言う。</p> <p>本事業における「先端」とは先端的な技術を活用した<u>設備、建物附属設備、機器又は装置であって、将来におけるその価格の変動が著しく不確実なもの。具体的にはリース契約の対象となる設備、機器又は装置、器具及び備品、又は建物附属設備の使用開始日の時点において、使用期間の満了後におけるその価格の合理的な予測が困難なものであり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）で定める機械及び装置、器具及び備品、又は建物附属設備のうち、別表1で掲げるものをいう。</u></p>

また本事業における「低炭素設備」とは、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第2条第3項に規定する「エネルギー環境適合製品」（「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める告示」に掲げる製品）を対象とし、かつ前モデル、類似モデル又は代替モデルより資源生産性（エネルギー消費量あたりのサービス量）が1%以上改善していること又はCO2削減効果の観点でこれに準ずる効果がある製品若しくはその部品であるものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 「リース契約」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。
イ～フ (略)

ワ 令和3年3月29日から令和4年3月31日までの期間にリース契約を締結し、かつ令和6年3月31日までにリースを開始すること。さらに分割検収によりリース開始日が複数存在する場合は、令和6年3月31日までに全てのリースを開始すること。

(8)・(9) (略)

第4条 (略)

(第三者委員会への諮問等)

第5条 GIOは、第4条第1項又は第2項の規定による申込書の提出があった場合には、速やかに申込者が事業者との間で締結しようとするリース契約が第3条第7号で定める要件に適合するか否か、申込者又はリース先が別表1に掲げる不

また本事業における「低炭素」とは、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第2条第3項に規定する「エネルギー環境適合製品」（「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める告示」に掲げる製品）を対象とし、かつ前モデルより資源生産性（エネルギー消費量あたりのサービス量）が1%以上改善していること又はCO2削減効果の観点でこれに準ずる効果がある設備であるものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 「リース契約」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。
イ～フ (略)

ワ 令和3年3月29日から令和4年3月31日までの期間にリース契約を締結し、かつ令和6年3月31日までにリースを開始すること。さらに分割検収によりリース開始日が複数存在する場合は、最初のリース開始日から1年以内に全てのリースを開始すること。（ただし、この場合でも最後のリース開始日は、令和6年3月31日までとする。）

(8)・(9) (略)

第4条 (略)

(第三者委員会への諮問等)

第5条 GIOは、第4条第1項又は第2項の規定による申込書の提出があった場合には、速やかに申込者が事業者との間で締結しようとするリース契約が第3条第7号で定める要件に適合するか否か、申込者又はリース先が別表2に掲げる不

<p>支給要件に該当しないと認められるか否か確認し、実施要領第3の5.(1)に定めるところにより、第4条で定める書類を添付の上、G I Oに設置された第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に諮らなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(補償料の徴収等の手続)</p> <p>第13条 G I Oは、第6条第1項の規定に基づく通知を受領したときは、速やかに別表2に定める計算方法に基づき補償料の計算を行い、当該通知を受領した月の翌月10日(この日が営業日に当たらない場合は、翌営業日とする。)までに、様式第10による補償料決定通知書を補償対象事業者へ送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補償料の返還の手続き)</p> <p>第14条 G I Oは、第9条から第11条に基づく報告の後、先端低炭素設備導入支援契約を解約した場合、又は第9条第2項の規定に基づき補償対象事業者からリース契約の一部を解約した旨の連絡を受け、補償対象事業者から提出を受けた書類に不備等がなかった場合には、速やかに別表2に定める計算方法に基づき補償対象事業者へ返還すべき補償料の計算を行い、返還すべき補償料の額を確定し、当該補償料の返還を行うものとする。</p>	<p>支給要件に該当しないと認められるか否か確認し、実施要領第3の5.(1)に定めるところにより、第4条で定める書類を添付の上、G I Oに設置された第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に諮らなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(補償料の徴収等の手続)</p> <p>第13条 G I Oは、第6条第1項の規定に基づく通知を受領したときは、速やかに別表3に定める計算方法に基づき補償料の計算を行い、当該通知を受領した月の翌月10日(この日が営業日に当たらない場合は、翌営業日とする。)までに、様式第10による補償料決定通知書を補償対象事業者へ送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補償料の返還の手続き)</p> <p>第14条 G I Oは、第9条から第11条に基づく報告の後、先端低炭素設備導入支援契約を解約した場合、又は第9条第2項の規定に基づき補償対象事業者からリース契約の一部を解約した旨の連絡を受け、補償対象事業者から提出を受けた書類に不備等がなかった場合には、速やかに別表3に定める計算方法に基づき補償対象事業者へ返還すべき補償料の計算を行い、返還すべき補償料の額を確定し、当該補償料の返還を行うものとする。</p>
---	---

2 (略)

(損失補填の対象)

第15条 先端低炭素設備導入支援契約に基づく損失補填は、先端低炭素設備導入支援契約の対象となったリース契約期間終了後の翌日から起算して2年以内かつ令和22年3月31日までにリース対象物件をリース先以外に売却した場合 (以下略)

(リース対象物件の売却)

第16条 補償対象事業者がリース対象物件をリース先以外に売却するに際しては、補償対象事業者は、リース契約期間終了後の翌日から起算して2年以内かつ令和22年3月31日までに売却し、かつ、複数の事業者への売却を提案 (補償対象事業者のホームページにおける売却提案を含む。) するものとする。

2 (略)

第17条

1・2 (略)

3 補償対象事業者が、リース対象物件をリース先に売却した場合、リース対象物件を売却せず、リース先又はそれ以外の事業者にリースした場合、又はリース対象物件を売却せず、リース期間終了後の翌日から起算して2年又は令和22年3

2 (略)

(損失補填の対象)

第15条 先端低炭素設備導入支援契約に基づく損失補填は、先端低炭素設備導入支援契約の対象となったリース契約期間終了後の翌日から起算して1年以内にリース対象物件をリース先以外に売却した場合 (以下略)

(リース対象物件の売却)

第16条 補償対象事業者がリース対象物件をリース先以外に売却するに際しては、補償対象事業者は、リース契約期間終了後の翌日から起算して1年以内に売却し、かつ、複数の事業者への売却を提案 (補償対象事業者のホームページにおける売却提案を含む。) するものとする。

2 (略)

第17条

1・2 (略)

3 補償対象事業者が、リース対象物件をリース先に売却した場合、リース対象物件を売却せず、リース先又はそれ以外の事業者にリースした場合、又はリース対象物件を売却せず、リース期間終了後の翌日から起算して1年を経過した場合に

月31日を経過した場合には、様式第15による売却等報告書をG I Oに提出するものとする。

(補償金の額の確定等)

第18条 補償対象事業者は、第15条に定める場合において、別表3に定める計算方法に基づき計算された損失額又はリース対象物件の取得価額(消費税・地方消費税分は含まない。)に5%を乗じた金額のいずれか少ない金額を限度に、G I Oに対し、様式第17による補償金請求書を送付することにより、補償金の支払い請求を行うことができる。

2・3 (略)

第19条～第22条 (略)

(先端低炭素設備導入支援契約の取消し等)

第23条 G I Oは、既に締結した先端低炭素設備導入支援契約の取消しの申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、既に締結した先端低炭素設備導入支援契約を一方的に取消し、又は変更することができる。

(1)～(6) (略)

(7) 補償対象事業者が、リース先との間で締結したリース契約を令和6年3月31日までの期間に開始できなかつたとき。さらに、分割検収によりリース開始日が複数存在する場合は、全てのリースを令和6年3月31日までに開始できなかつたとき。

は、様式第15による売却等報告書をG I Oに提出するものとする。

(補償金の額の確定等)

第18条 補償対象事業者は、第15条に定める場合において、別表4に定める計算方法に基づき計算された損失額又はリース対象物件の取得価額(消費税・地方消費税分は含まない。)に5%を乗じた金額のいずれか少ない金額を限度に、G I Oに対し、様式第17による補償金請求書を送付することにより、補償金の支払い請求を行うことができる。

2・3 (略)

第19条～第22条 (略)

(先端低炭素設備導入支援契約の取消し等)

第23条 G I Oは、既に締結した先端低炭素設備導入支援契約の取消しの申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、既に締結した先端低炭素設備導入支援契約を一方的に取消し、又は変更することができる。

(1)～(6) (略)

(7) 補償対象事業者が、リース先との間で締結したリース契約を令和6年3月31日までの期間に開始できなかつたとき。さらに、分割検収によりリース開始日が複数存在する場合は、最初のリース開始日から1年以内に全てのリースを開始できなかつたとき。

2・3 (略)

第24条～第30条 (略)

(削る)

2・3 (略)

第24条～第30条 (略)

別表1

種類	用途又は細目
機械及び装置	全て
	電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバーリングシステム（ソフトウェアの実行をするために電直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアき込まれたもの）
	放送用設備
	電話設備その他の通信機器
	試験又は測定機器
器具及び備品	医療機器
	上記以外のもの（既存の「用途又は細目」に該当せ別表第一の器具及び備品のうち、「11」の「その「12」に該当するものは除く）、類似品や比較対い新たに生じた器具及び備品であって、先端的な技であり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外にお開拓に資するもの）
建物附属設備（※）	電気設備（照明設備を含む。）
（※）ただし、リース会社	給排水又は衛生設備及びガス設備

	<p>が建物を所有していない場合、構造上建物と一体不可分と看做</p>		
<p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 (略)</p> <p>別表 3 (略) (様式第 1)</p> <p>(略)</p> <p>先端低炭素設備導入促進補償制度事務取扱要領第 4 条の規定に基づき、先端低炭素設備導入促進補償制度事務取扱要領別表 1 の不支給要件に該当しないことを確認の上、下記の通り、先端低炭素設備導入支援契約の締結の申込を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(様式第 2)</p> <p>(略)</p> <p>【別添】</p> <p style="text-align: center;">先端低炭素設備に係る説明資料</p> <p>1. 先端性 * 確認欄のいずれかにレ点を付す。</p>	<p>別表 2 (略)</p> <p>別表 3 (略)</p> <p>別表 4 (略) (様式第 1)</p> <p>(略)</p> <p>先端低炭素設備導入促進補償制度事務取扱要領第 4 条の規定に基づき、先端低炭素設備導入促進補償制度事務取扱要領別表 2 の不支給要件に該当しないことを確認の上、下記の通り、先端低炭素設備導入支援契約の締結の申込を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(様式第 2)</p> <p>(略)</p> <p>【別添】</p> <p style="text-align: center;">設備、機器又は装置に係る説明資料</p> <p>1. 先端性 * 確認欄のいずれかにレ点を付す。</p>		
<p>確認欄</p>	<p>項目</p>	<p>確認欄</p>	<p>項目</p>

<p>製造機器メーカー等の最新のカタログに掲載されているもの（又はそれをベースにカスタマイズしたもの）であって、資源生産性（エネルギー消費量あたりのサービス量）が1%以上改善されているもの</p>	<p>製造機器メーカー等の最新のカタログに掲載されているもの（又はそれをベースにカスタマイズしたもの）であって、資源生産性（エネルギー消費量あたりのサービス量）が1%以上改善されているもの</p>
<p>製造機器メーカー等の最新のカタログに掲載されていないものであっても、「最新モデル*1であって、当該設備の前モデル、類似モデル又は代替モデルよりモデルと比較して、*2であって、当該設備の一代前モデルと比較して、生産効率や精度、エネルギー効率その他の性能などにより資源生産性（エネルギー消費量あたりのサービス量）が1%以上改善されているもの*2</p>	<p>製造機器メーカー等の最新のカタログに掲載されていないものであっても、「最新モデル*1であって、当該設備の一代前モデルと比較して、生産効率や精度、エネルギー効率その他の性能などにより資源生産性（エネルギー消費量あたりのサービス量）が1%以上改善されているもの*2</p>
<p>2. 将来価格の変動関係 *確認欄のいずれかにレ点を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入しようとする「先端低炭素設備」の使用開始日の時点において、使用期間の満了後におけるその価格の合理的な予測が困難」な事情。 <p>(以下略)</p> <p>(様式第3)～(様式第11) (略)</p> <p>(様式第12) (略)</p> <p>4. 買取りを申し出た者が1者のみであった理由 (略)</p> <p>5. 1. の売却価額となった背景 (略)</p> <p>※廃棄事業者を利用した場合には、リース契約期間終了後の翌日から起算して2年以内かつ令和2年3月31日までという期間がある中であって、売却先が見つ</p>	<p>2. 将来価格の変動関係 *確認欄のいずれかにレ点を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入しようとする「先端低炭素設備」について、「リース契約の対象となる設備、機器又は装置の使用開始日の時点において、使用期間の満了後におけるその価格の合理的な予測が困難」な事情。 <p>(以下略)</p> <p>(様式第3)～(様式第11) (略)</p> <p>(様式第12) (略)</p> <p>2. 買取りを申し出た者が1者のみであった理由 (略)</p> <p>3. 1. の売却価額となった背景 (略)</p> <p>※廃棄事業者を利用した場合には、リース契約期間終了後の翌日から起算して1年以内という期間がある中であって、売却先が見つからず、廃棄事業者を利用せざ</p>

からず、廃棄事業者を利用せざるを得なかった事情について、詳細に説明すること。その際、廃棄事業者を利用したタイミングについて、何故そのタイミングなのか(残りの期間を利用して売却先を見つけるより、廃棄事業者を利用することを決定した背景事情)についても説明すること。

(様式第13)・(様式第14) (略)

(様式第15)

(略)

リース対象物件を売却せず、リース期間終了後の翌日から起算して2年又は令和22年3月31日が経過致しました。

(様式第16)～(様式第18) (略)

るを得なかった事情について、詳細に説明すること。その際、廃棄事業者を利用したタイミングについて、何故そのタイミングなのか(残りの期間を利用して売却先を見つけるより、廃棄事業者を利用することを決定した背景事情)についても説明すること。

(様式第13)・(様式第14) (略)

(様式第15)

(略)

リース対象物件を売却せず、リース期間終了後の翌日から起算して1年が経過致しました。

(様式第16)～(様式第18) (略)